

官報

(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

〔法律〕

- 特許法等の一部を改正する法律 (四一)
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (四二)
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (四三)

〔告示〕

- 航路標識に関する件 (海上保安庁六七七〇)

〔公告〕

諸事項

- 官庁 押収物還付関係
- 裁判所 破産、免責関係
- 特殊法人等 通信・放送機構の行う「ギガビットネットワーク」活用研究開発制度
- 研究開発課題の公募関係
- 会社その他 会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇特許法等の一部を改正する法律(法律第四一号)(通商産業省)

1 出願審査の請求期間の短縮

出願審査の請求をすることができ期間について、特許出願から七年を三年に短縮することとした。

2 特許出願人の請求による早期出願公開の導入

特許出願から一年六月を経過する前であっても、特許出願人の請求があったときは出願公開をすることとした。

3 特許権の存続期間の延長登録出願の条件の見直し

特許権の存続期間の延長登録出願の条件について、安全性の確保等のための法律の規定による処分を受けることが必要であるために実施できなかった期間の条件(二年以上)の撤廃等を行うこととした。

4 判定等の手続の整備

(一) 特許発明の技術的範囲等に関する判定について、証拠調べ等の手続を整備することとした。

5 特許権等の侵害に係る訴訟における救済措置の整備

(一) 侵害の行為を立証するための書類の提出命令等に関して手続を整備することとした。

6 損害額の立証がその立証をするために必要

事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、相当な損害額を認定できることとした。

7 特許料等の引下げ

特許料及び審査請求料のうち一請求項につき加算される額を引き下げることをとした。

(二) 特許料及び審査請求料の納付を猶予し、又は減免する特例措置の対象に資力に乏しい法人を加えることとした。

7 詐欺行為及び虚偽表示の罰則の見直し

特許等に係る詐欺の行為及び虚偽表示についての法人の罰金刑の額の上限を一億円等とした。

8 設定登録前の商標に基づく金銭的請求権

設定登録前の商標について、出願人が警告をしたときは、その商標を使用した者に対し、使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭的請求権を行使することができることとした。

9 標準の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の実施

(一) 我が国の商標登録出願等に基づく国際登録出願に係る手続を整備した。

10 特許出願前に外国において公然知られた発明及び電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明についても特許を受けることができることとした。

また電気通信回線を通じて発表した発明について出願した場合及び発表した場合と同一でない発明を出願した場合についても例外的に特許を受けることができることとした。

(二) 特許出願等の分割又は変更をする場合には、もとの出願について新規性の喪失の例外の適用、国内優先権若しくはパリ優先権の主張に伴い提出した書面等を再度提出しなくてもよいこととした。

特許異議の申立て等における明細書又は図面の訂正について、訂正後にも独立して特許を受けることができるかどうかを判断することなく認めることとした。

(四) 口頭審理による審判に関する調書の作成等を審判書記官が行うこととした。

裁判所又は特許庁長官は、権利の侵害に関する訴えの提起又は審判の請求の有無を通知するものとした。

(六) 商標登録出願について出願公開をすることとした。

(七) 登録料の納付の時に、商標登録出願の区分の数を減する補正をすることができることとした。

(八) 判定又は判定若しくは異議申立若しくは審判に関する記録並びに国際登録に係る商標原簿の閲覧を電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。

11 施行期日

この法律の施行期日は、一部の規定を除き、平成十二年一月一日とすることとした。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(法律第四二号)(総務庁)

1 総則

(一) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするものとした。(第一条関係)

(二) 情報公開法において「行政機関」とは、法律に基づき内閣に置かれる機関、内閣の所轄の下に置かれる機関、国の行政機関として置かれる機関及び会計検査院をいうこととした。(第二条第一項関係)

(三) 情報公開法において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうこととした。(第二条第二項関係)

2 開示請求権等

(一) 何人も、行政機関の長に対し、行政文書の開示を請求することができることとした。(第三条関係)

(2) 行政機関の長は、行政文書に次に掲げる情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないこととした。(第五条関係)